

平成21年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成21年度9月補正予算関係)

企画部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成21年9月定例会議案説明資料目次

企 画 部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名	頁
第 1 号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		協働連携推進課	2
		青少年・文教課	3
		自治振興課	5
		情報政策課	6
		交通政策課	10
	2 歳入歳出事項別明細書		15
	3 節の明細		19
	4 債務負担行為に関する調書	自治振興課 交通政策課	20

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名	頁
第 9 号	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について	自治振興課	21

議案説明資料総括表

企画部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
協働連携推進課	133,784	6,672	140,456	6,672				
青少年・文教課	2,150,951	12,667	2,163,618	20,940		△ 8,273		
自治振興課	1,756,058	42,281	1,798,339				42,281	
情報政策課	1,784,005	239,393	2,023,398	110,540			128,853	
交通政策課	657,366	22,570	679,936	22,570				
企画部 計	8,058,573	323,583	8,382,156	160,722	0	△ 8,273	171,134	

説明

(協働連携推進課)

- ・鳥取方式の芝生化促進事業（経済危機対策臨時交付金充当）

(青少年・文教課)

- ・私立学校施設整備費補助金（経済危機対策臨時交付金充当）
- ・私立学校生徒授業料減免補助金（経済危機対策臨時交付金充当）

(自治振興課)

- ・市町村合併支援交付金（H21 債務負担行為165,294千円）

(情報政策課)

- ・携帯電話利用環境整備事業
- ・県内ブロードバンド100%推進事業（経済危機対策臨時交付金充当）
- ・民放地上デジタル放送中継局整備支援事業（経済危機対策臨時交付金充当）
- ・庁内LANシステム管理運営事業

(交通政策課)

- ・北東アジアゲートウェイを開くシンポジウム（経済危機対策臨時交付金充当）
- ・「鳥取県発」国際チャーター便等促進支援事業（経済危機対策臨時交付金充当）
- ・県内航空便搭乗率向上促進事業（経済危機対策臨時交付金充当）（H21 債務負担行為5,000千円）

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

協働連携推進課 (内線: 7071)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新)鳥取方式の芝生化促進事業	0	6,672	6,672	6,672				
トータルコスト	0	14,957	14,957	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	1.0人	1.0人	NPO等関係機関との調整業務				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的

・校庭等の芝生化には屋外活動の推進、子どもの情緒安定などの様々な効果があるが、従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りができ親しめると捉えられてこなかった。



・現在、「鳥取方式の芝生化」として、場所に応じて最適の芝生(洋芝・和芝)を選択し、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進んでいる。
 ・このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として積極的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

2 事業の概要

・子どもが自由に運動したり、遊んだりする小・中・高等学校・特別支援学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化に様々な主体と連携しながら取り組む。

(1) 県民への広報、情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【3,664千円】

鳥取方式の芝生化を考えるシンポジウムの開催 ・時期、場所：本年度中、西部地区を想定 ・パネリスト：県内での取り組み者、県外有識者(日本サッカー協会川淵名誉顧問等を想定) ・鳥取方式発祥の地の県として国内外にアピールの場とする。	1,000
鳥取方式の芝生化パンフレット及びDVDの作成 ・鳥取方式の芝生化事例、芝生化のノウハウを掲載した簡易なパンフレットと解説DVDを作成、各種シンポジウムや学習会等で活用。	2,664

(2) 市町村への広報、支援・・【100千円】

市町村・市町村教育委員会教育関係者対象のセミナー付き現地見学会の開催 教育委員会主催市町村教育長会議でのビデオ教材による研修、既存支援制度の説明など	100
---	-----

(3) 県立学校、県施設関係者の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【100千円】

県立学校長会議でのビデオ教材による研修、既存支援制度の説明など 県立学校関係者、他の県立施設関係者を対象とした現地見学会・セミナーの開催	100
---	-----

(4) 県立学校、県施設等での芝生化推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【2,808千円】

県立学校のみならず目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み(新規施設の検討) 既芝生化県施設の管理体制の充実 (指導・助言機能の強化、維持管理作業の充実・効率化)	2,808
---	-------

※委託先: GST

3 事業実施による効果

・芝生化による青少年・幼児の成長へのプラスの影響(体力・安全性の向上等)、緑化意識の高揚、快適環境の創出等の効果が期待されるとともに、鳥取方式の芝生化を契機として鳥取力創造の県民運動につながっていくことを期待。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

青少年・文教課（内線：7841）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	2,353	12,667	15,020	12,667 (6,334)				
トータルコスト	3,182	12,667	15,849	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

※（ ）内の数字は同交付金充当額

事業内容の説明

1. 事業の目的

私立高等学校の耐震化への取組みは、県立高校と比べて遅れており、特に耐震診断については、県立高校が全て終わっているのに対して、私立高等学校ではあまり進んでいない。

このため、私立高等学校の耐震診断を促進し、今後の改築（耐震化を含む）の必要性等検討を促進するため、私立高等学校が実施する耐震診断の費用について助成する。

【耐震診断実施状況】

新耐震設計基準以前の建物：42棟

うち未実施棟数：36棟（うち診断中：8棟 改築検討：8棟 診断必要棟数：20棟）

2. 事業内容

現行制度では、一般の建築物を対象とした耐震診断の助成制度（市町村が補助実施主体）はあるが、大規模な学校施設では事業費の上限（300万円）に収まらないなど私立学校の事情に合わない場合があるため、私立高等学校に特化した「私立学校耐震診断促進緊急支援事業補助金」を新設し、私立高等学校の校舎等の耐震診断を促進する。

※ 当該補助金は、本年度限りとする。ただし、今年度中に事業実施を意思表示した案件の取り扱いについては別途検討。

【新設補助金の概要】

（参考）現行制度

区分	私立学校耐震診断促進緊急支援事業補助金	鳥取県震災に強いまちづくり促進事業（一般の建築物を対象）
補助対象経費	耐震診断に要する経費	耐震診断に要する経費
事業費	上限：1棟あたり500万円	上限：1棟あたり300万円
補助率	2/3 ※国庫補助金 1/3 交付金 1/3	2/3 (国1/3 県1/6 市町村1/6)
補助実施主体	県	市町村

※国庫補助金・・・住宅・建築物安全ストック形成事業補助金

※交付金・・・地域活性化・経済危機対策臨時交付金

【所要額】 12,667千円（国庫補助金：6,333千円 国庫交付金：6,334千円）

耐震診断実施予定棟数及び事業費

2棟 × 5,000千円 = 10,000千円

3棟 × 3,000千円 = 9,000千円

合計 5棟 19,000千円 × 2/3

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

青少年・文教課 (内線：7022)

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校生徒授業料減免補助金	186,478	0	186,478	8,273		<繰入金> △8,273		
トータルコスト	188,136	0	188,136	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金の申請書の審査				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

・平成21年度6月補正において事業拡充を行った施設設備費等生徒納付金の一部助成について、その財源としている「鳥取県授業料減免・奨学金基金」の一部を振り替えて、「地域活性化・経済対策臨時交付金」を充当する。

○事業費 16,546千円

<補正前の財源> [鳥取県授業料減免・奨学金基金 16,546千円]



<補正後の財源> [鳥取県授業料減免・奨学金基金 8,273千円
地域活性化・経済危機対策臨時交付金 8,273千円]

※平成21年6月に文部科学省が示した同基金事業実施要領により、施設設備費部分(新設)については、1/2充当となった。

<参考> 6月補正事業概要(施設設備費等助成分)

経済・雇用情勢の悪化等により、私立高等学校における学資負担者の経済的負担を軽減するため、私立学校において、授業料とあわせて納付されている施設設備費等について、授業料全額免除の低所得世帯に対して助成を行う。

○所要額 16,546千円

○補助方法 施設設備費等の減免を行う学校法人に対して、減免額を補助

○補助対象 高等学校

対象世帯(全額免除対象者)	補助額	対象者数
①生活保護世帯 ②両親のいない者 ③学資負担者が市町村民税を納付しない ④学資負担者の失職・倒産等の家計急変により生活が困窮していると認められる者等	施設設備費等から 12,000円 を控除した額	360人

平成21年度9月議会一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

自治振興課 (内線: 7581)

2目 自治振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村合併支援 交付金事業	債務負担行為 82,323	債務負担行為 165,294	債務負担行為 247,617					
	409,112	42,281	451,393				42,281	
トータルコスト	413,255	42,281	455,536	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	申請書の審査、交付金の支払い				

事業内容の説明

1 事業の目的

鳥取県市町村合併支援交付金条例に基づき、市町村合併支援交付金を交付して、合併市町村の整備及び振興を支援する。

2 事業概要

(単位: 千円)

市町村名	事業内容	現計予算額	補正要求額	合計額
鳥取市他6市町	CATV施設整備等、水道監視施設設置等	347,782	0	347,782
八頭町	情報通信基盤整備事業(光ファイバ、防災行政無線とCATVを活用した音声告知システム、携帯電話不感地域解消伝送路整備)	32,559	7,565	40,124
琴浦町	音声告知・防災行政無線システム導入事業	2,253	10,811	13,064
大山町	公共施設電話網整備、緊急通報システム整備、消防体制強化、大山町誌編集事業等	25,918	23,905	49,823
計 (10市町)		408,512	42,281	450,793

3 債務負担行為限度額

平成22年度から平成30年度まで (単位: 千円)

市町村名	現計予算額	補正要求額	合計額
八頭町	31,977	68,040	100,017
琴浦町		97,254	97,254
伯耆町	50,346	0	50,346
計	82,323	165,294	247,617

(参考) 市町村合併支援交付金の概要

区分	平成16年度末までの合併	平成17年度～平成21年度末までの合併
交付率	1/2	1/3
交付限度額	5億円+1億円×(関係市町村数-2) <最大10億円>	3億円+1億円×(関係市町村数-2) <最大10億円>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化の継承事業 ・地域の歴史資料の保存事業 ・公民館の活動その他の地域的な共同活動の支援事業 ・地域の活力の向上に資する文化芸術又はスポーツの振興事業 ・観光に関する情報その他の情報の発信事業 ・情報通信基盤の整備 ・情報処理システムの整備 ・図書館の機能の充実のための事業 ・交通機関(バス)の整備 ・合併に伴う必要不可欠な事業で知事が特に必要と認めるもの 	

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

情報政策課(内線:7852)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
携帯電話利用環境整備事業	776,259	77,420	853,679	64,516			12,904	
トータルコスト	784,544	77,420	861,964	(補正に係る主な業務内容) 市町村・国・事業者との調整 国庫補助事業の申請・補助金の支払い				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					

事業内容の説明

1 事業の概要

携帯電話不感地区(携帯電話事業者が1社もサービスを提供していない地区)を解消するため、市町村が国の経済対策を活用して実施する携帯電話等エリア整備事業の経費の一部を助成する。6月補正予算で計上した国の経済対策による補助事業について、国及び事業主体(市町村)、参入事業者の調整が整い事業費が確定したため、所要の経費を増額補正するもの。

2 事業内容

市町村が国の補助事業(携帯電話エリア等整備事業)を活用して携帯電話等の基地局施設を整備する場合、その経費の一部を助成する。

- ・補助率:100世帯未満:4/5(国費2/3、県費2/15)
- ・事業主体:市町村
- ・(参考)全体負担割合
国2/3、県2/15、市町村4/45、事業者1/9

3 所要経費(77,420千円)

5市町村20箇所

6月補正(22箇所) - 事業者自主整備(3箇所) + 三朝町福山地区分割(1箇所) = 20箇所

市町村名	箇所名	6月補正予算額	事業費	差引補正額	備考
鳥取市	杣小屋	24,000	43,179	19,179	複数事業者参入
鳥取市	落河内	24,000	33,410	9,410	複数事業者参入
智頭町	八河谷	24,000	53,609	29,609	複数事業者参入
智頭町	板井原	24,000	35,025	11,025	複数事業者参入
八頭町	明辺	24,000	61,121	37,121	複数事業者参入
八頭町	清徳	24,000	55,916	31,916	複数事業者参入
八頭町	佐崎	24,000	60,492	36,492	複数事業者参入
八頭町	志子部	24,000	0	△24,000	事業者自主整備
八頭町	姫路	24,000	0	△24,000	事業者自主整備
八頭町	山志谷	24,000	0	△24,000	事業者自主整備
三朝町	鉛山	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	柿谷	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	太郎田	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	冥光	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	福吉	24,000	30,660	6,660	事業費精査
三朝町	下畑	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	三軒屋	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	大谷	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	田代	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
三朝町	福山北	24,000	18,984	△5,016	福山2分割
三朝町	福山南	-	18,984	18,984	福山2分割
日野町	三土	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
日野町	小原	24,000	19,404	△4,596	事業費精査
	合計	528,000	605,420	77,420	

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課(内線:7849)

2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県内ブロードバンド100%推進事業	23,350	19,802	43,152	43,152			△23,350	
トータルコスト	23,350	19,802	43,152	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の概要

市町村がブロードバンド(高速情報通信環境)の利用できない地域を解消するため、国庫補助事業を活用して光ファイバーなどのブロードバンド環境を整備する経費の一部を助成する。

2 事業内容

- ・事業の対象 ブロードバンドを利用できない地域がある市町村が国庫交付金を活用してブロードバンド環境を光ファイバにより整備する場合の整備費
- ・交付額 ブロードバンド環境整備にかかる事業費の市町村実質負担(国庫補助金・交付金等の額を除く市町村の負担額)の1/2の額(国庫補助対象事業費を補助対象事業費上限とする)
- ・補助スキーム

全体事業費		
国庫補助5/15	国公共投資臨時交付金 9/15	市町村負担 1/15
		実質負担 の1/2

3 所要経費

(1) 新規整備分(43,152千円)

国の補正予算(地域情報通信基盤整備推進交付金)を活用して、今回新たに整備を行う市町村に対して、その経費の一部を助成する。

【対象市町村及び所要経費】

市町村名	事業費	国庫補助額	公共投資 臨時交付金	町負担額	町実質負担額	県補助額
若桜町	984,000	328,000	590,400	65,600	20,100	10,050
智頭町	1,338,071	446,023	802,843	89,205	26,905	13,452
江府町	756,000	252,000	453,600	50,400	39,300	19,650
計	3,078,071	1,026,023	1,846,843	205,205	86,305	43,152

(2) 当初予算計上分(△23,350千円)

岩美町のCATV整備への補助として、平成20年度に債務負担行為を設定(期間:平成21年度~30年度)しているが、同町が制度上全額交付税措置される補正予算債を活用することになり、町実質負担が発生しなくなったため、県補助が不要となったもの。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

情報政策課 (内線: 7849)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 民放地上デジタル放送中継局整備支援事業	0	2,872	2,872	2,872				
トータルコスト	0	2,872	2,872	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の概要

地上デジタル放送受信のため、現行アナログ放送エリアをこえてデジタル放送中継局の新設を行う民間放送事業者に対して市町村が補助を行う場合、その経費の一部を補助する。

2 事業内容等

- ・対象中継局 日野デジタル中継局
- ・補助対象者 江府町
- ・補助対象経費 民間放送事業者に対して市町村が補助を行う場合の市町村の実質負担 (国庫補助、住民負担、国臨時交付金等を控除した額)
- ・補助率 市町村実質負担の1/2 (総事業費の1/5を上限)
- ・補助スキーム

全体事業費	
国庫補助 (1/2)	市町村補助
	実質負担の 1/2

3 所要経費 (2,872千円)

単位: 千円

補助対象経費	江府町補助額	江府町実質負担額	県補助額
50,930	40,744	5,744	2,872

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課(内線:7615)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
庁内LANシステム 管理運営事業	481,290	139,299	620,589				139,299	
トータルコスト	486,261	139,299	625,560	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	公金振替に係る事務				

事業内容の説明

1 事業の概要

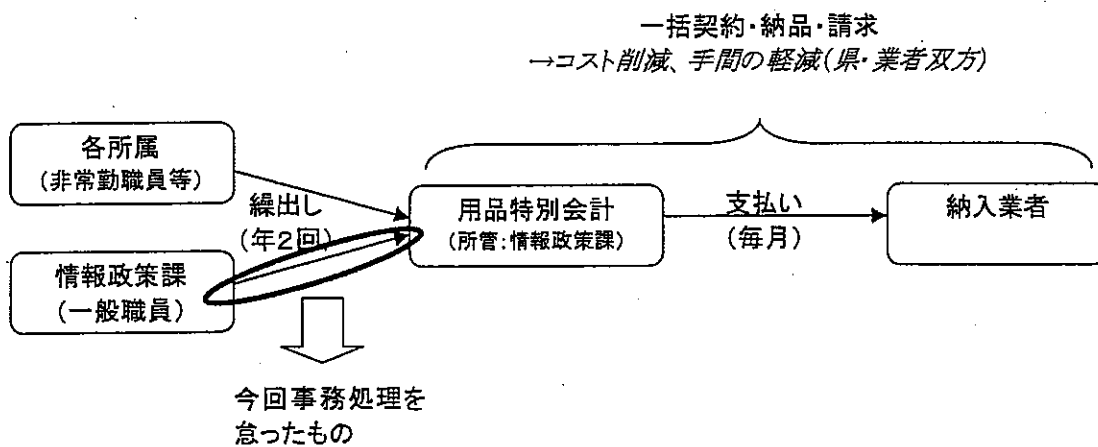
庁内LANパソコンの毎月の使用料については、事務処理軽減等を目的に全所属分をまとめて、用品調達等集中管理事業会計特別会計(以下、用品特別会計。)で支払い、各所属は年に2回、用品特別会計への繰り出し処理を行っている。

平成20年度情報政策課所管分の庁内LANパソコン使用料について、一般会計から特別会計への繰り出し処理を怠ったため、用品特別会計に未収金が生じていることから、一般会計からの補填を行うもの。

2 所要経費

使用料及び賃借料 139,298,940円

(参考) 庁内LANパソコン使用料支払い事務の流れ



平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

交通政策課 (内線: 7099)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [米子空港滑走路2500m化記念事業] 北東アジアゲートウェイを開くシンポジウム	0	1,110	1,110	1,110				
トータルコスト	0	1,110	1,110	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	事業の企画、実施				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的

本年12月17日に供用開始される米子空港滑走路2500メートル化により、発着航空機の大型化及び就航可能範囲の拡大が可能となり、大交流新時代における北東アジアゲートウェイとして鳥取県が飛躍する契機として期待される。

このような中で、環日本海定期貨客船 (DBSクルーズフェリー) の就航とも併せ、中海圏域に北東アジアゲートウェイとしての交通インフラが整備されたことを、広く県内外にアピールし、観光・交流拡大の機運向上を図る。

2 事業の概要

米子空港滑走路2500メートル化記念事業として「北東アジアゲートウェイを開くシンポジウム」(仮称)を開催する。

【シンポジウム開催概要(案)】

①時期	12月17日(延長滑走路供用開始日)前後
②場所	米子市及び境港市内
③共催	鳥取県、米子空港利用促進懇話会
④テーマ	「北東アジアゲートウェイとしての発展を目指して」(仮称)
⑤記念講演	国際交流に詳しい文化人の招へい
⑥パネルディスカッション	<パネラー(想定)> 知事、地元経済界代表者、アジアナ航空・DBSクルーズ等関係者
⑦参加者	県・国・市町村等、地元経済・観光関係、交通・物流関係、一般県民等 150~200名程度
⑧所要経費	2,220千円 (県の経費:シンポジウム開催経費の1/2)
⑨負担割合	県:米子空港利用促進懇話会=1:1

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

交通政策課 (内線: 7099)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [米子空港滑走路 2500 m化記念事業] 「鳥取県発」国際チャーター便等促進支援事業	0	2,080	2,080	2,080				
トータルコスト	0	2,080	2,080	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.0人	0.0人	負担金の支払い				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的

米子空港滑走路の 2500 m化を機に、鳥取県が北東アジアのゲートウェイとして役割を果たせるよう、米子空港及び鳥取空港からの国際チャーター便の就航を支援し、国際交流の進展に資する。

2 事業の概要

米子空港利用促進懇話会及び鳥取空港の利用を促進する懇話会が、空港の利用促進と県民の国際交流の進展を図るため、各空港から出発するアウトバウンド国際チャーター便を活用したツアーを企画・催行する旅行会社に支援金を助成する場合に、その一部を負担する。

○支援内容

支援の対象	鳥取・米子空港出発のアウトバウンド国際チャーター便によるツアーを催行する旅行会社	米子空港出発の滑走路延長記念チャーター便によるツアーを催行する旅行会社
実際の支援方法	鳥取・米子空港の各利用促進懇話会による支援	米子空港利用促進懇話会による支援
支援額	誘客1名につき 5,000 円	誘客1名につき 10,000 円
支援限度額	チャーター便機材 200 席以上 100 万円 チャーター便機材 200 席未満 50 万円	なし
県の実質負担	県1:市町村1	県3:市町村1

○所要額 (H21年度10～3月) 要求額合計 2,080 千円

①通常事業: 1,000 千円

〔想定〕米子空港: B767クラス1回(200名) B737クラス2回(100名×2)で400名
鳥取空港: B737クラス2回で200名

②滑走路延長記念チャーター事業 1,080 千円

○効果

ツアー料金の引下げ、旅行商品販売促進等によるツアー客の参加促進

【米子空港滑走路延長記念チャーターの計画概要】

『全日空直行便で行くハワイ5日間』

時期: 平成21年12月19日～23日(3泊5日)

行先: ホノルル(ハワイ、アメリカ合衆国)

機材: 全日本空輸所有のB767(214席)

主催: ㈱農協観光(JATA会鳥取地区会米子空港利用促進委員会加盟6社が受託販売協力)

意義: 従来、直行できなかったハワイに直行チャーター便を就航させることで、滑走路延長の効果を県民に体感いただくとともに、県外にもゲートウェイとしての機能を強くアピールし、一層の国際化の進展を図る。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

交通政策課 (内線: 7099)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新)県内航空便搭乗率向上促進事業	0	(債務負担行為) 5,000	(債務負担行為) 5,000				(債務負担行為) 5,000
トータルコスト	0	19,380	19,380	19,380			
従事する職員数	0人	0.0人	0.0人	(補正に係る主な業務内容) 事業・PR内容の企画、負担金の支払い			

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的

鳥取・米子ー東京便について、最近の景況悪化の影響等によるビジネス利用の減少により、利用者数、利用率とも下降している状況にあるため、利用促進策を強化することにより、本県への観光誘客等の拡大を図るとともに、羽田空港の2010年10月予定の新滑走路完成による発着枠の拡大を見据え、搭乗率を向上させていくことで増便の働きかけを強化していくことが必要である。

また、名古屋便についても減便による利便性低下も影響し、利用は低迷している。このように急務となっている観光需要の拡大等による搭乗率向上対策として、路線のPRや首都圏等での観光情報発信、航空便利用の魅力づくり等の緊急対策を行う。

- 羽田空港の拡張 (H22. 10月) → 国内便発着枠10便増
- 半年後 (H23. 4月) → 国内便発着枠27便増
- 供用開始から概ね2年後 → 国内・国際あわせて72便増 (段階的に)
- ※増便のチャンス ⇒ 搭乗率向上、地元の取組を航空会社にアピールする。

2 事業の概要 (平成21年度後半～22年度前半を対策の重点期間)

事業項目・事業内容・実施主体	所要経費(千円)
①航空便による鳥取観光PR事業 (県)	(委託料) 10,985
○雑誌タイアップ (5,985千円) ○ANA媒体を使用する経費 (5,000千円)	(県10/10)
②E d yキャンペーン (県)	(委託料) 7,629
キャンペーン期間 (H21.12～H22.2月予定) 中の鳥取・米子ー東京便の朝1便、米子ー名古屋便の搭乗者 (ANAマイレージクラブ会員を対象) に千円分のE d yポイントを提供	(県10/10)
③「食のみやこ」県産品プレゼントキャンペーン (空港利用促進懇話会)	(負担金) 430
キャンペーン期間中の鳥取・米子ー東京便、米子ー名古屋便の搭乗者に対し抽選で県産品を提供 [県産品内容] 松葉がに、鳥取和牛、食のみやこ鳥取プラザ利用券等	(県の実質負担割合1/2)
④鳥取旅行ご招待キャンペーン (空港利用促進懇話会)	(負担金) 336
キャンペーン期間中に食のみやこ鳥取プラザで一定額以上購入した方の中から抽選で20名 (各空港10名) の方に鳥取県への往復航空券を提供	(県の実質負担割合1/2)
計	19,380

3 事業の効果

- (1) 鳥取県及び鳥取・米子便の知名度向上、航空便利用の誘因策による利用者拡大、搭乗率向上
 - (2) 運賃引下げによる搭乗率向上効果の実証・アピールにより、更なる運賃引下げの実現
 - (3) 県内観光・物産のPR・イメージアップ
- ※ 本キャンペーンに呼応し、12月分の朝1便の旅割運賃が引き下げられた。(中四国9空港で最安の設定)

【債務負担行為】

設定年度	平成22年度
事業内容	空港利用促進懇話会負担金 [内容] 旅行商品造成・販売促進支援 (二次交通、PR経費等)
金額	5,000千円 (鳥取空港・米子空港 各2,500千円)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課 (内線: 7879)

交通政策課 (内線: 7641)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新)鳥取発バスロケーション・検索システム構築事業	0	29,670	29,670	29,670				
トータルコスト	0	30,499	30,499	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	開発にあたっての関係機関との調整業務				

説明

1 事業概要

平成21年度6月補正予算で計上された「バスネットを活用した鳥取発バスロケーションシステム導入事業」で作成した概略設計を基に、総務省の「地域情報通信技術利活用推進交付金」を活用して当該システムの詳細な開発設計・実証実験を行う。

(鳥取発バスロケーション・検索システム)

○概要：県内で運用中のバス経路探索システム「バスネット」にロケーション(位置情報提供)機能を付加し、経路・ダイヤだけでなくバスの運行情報も把握することが可能なシステムを開発する。

○効果：①公共交通機関の利便性の向上⇒マイカーからの利用転換⇒二酸化炭素排出量削減
②システムの県外展開

2 事業内容及び事業費

区分	事業内容	取り組む内容	委託料(千円)
6月補正 (バスネットを活用した鳥取発バスロケーションシステム導入事業)	調査検討業務 (基本構想)	・使いやすいロケーションシステムのあり方の検討 ・設置費用(概算)算出等	500
9月補正 (今回)	システム開発・実証実験 (基本設計・実施設計)	・ロケーションシステムの開発と既存のバスネットシステムとの統合による機能拡充 ・統合システムの検証/実証実験 ・多機能バス停試作機開発	29,670 (国10/10)

3 実施主体

鳥取県(日本トリップ有限責任事業組合、鳥取大学に委託)

※地域情報通信技術利活用推進交付金

医療・福祉・産業・観光等の様々な分野で情報通信関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくりの実現に資する取組を幅広く支援する交付金

※バス経路探索システム「バスネット」

鳥取大学が開発した携帯電話、インターネットを活用した県内のバス・鉄道の経路、時刻検索システムで、同大学と地元企業によるベンチャーである日本トリップ有限責任事業組合が運営している。

平成18年7月に東部地域でサービスを開始し、平成19年12月にはサービスを県内全域に拡大。現在の月平均利用者数は約6万件(平成19年頃:約36,000件)に達している。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課 (内線: 7879)

交通政策課 (内線: 7641)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール]	500	0	500	500		(繰入金) △500		
バスネットを活用した鳥取発バスロケーション導入事業								
トータルコスト	1,329	0	1,329	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0人	0.1人	—				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。</p>								

平成21年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
				うち企画部			1項 総務管理費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	425,917	1,550	427,467	83,934		83,934	2,560		2,560	
2 給 料	3,115,209		3,115,209	484,470		484,470				
3 職員手当等	5,699,680		5,699,680	245,103		245,103				
4 共 済 費	1,090,924	200	1,091,124	167,847		167,847	297		297	
5 災 害 補 償 費	500		500							
6 恩給及び退職年金	45,802		45,802							
7 賞 金	30,705		30,705	6,766		6,766				
8 報 償 費	198,308	1,826	200,134	26,321	850	27,171	3,571		3,571	
9 旅 費	243,436	13,073	256,509	50,541	420	50,961	3,610		3,610	
費用弁償	28,827	1,386	30,213	5,514	100	5,614	299		299	
普通旅費	168,298	1,926	170,224	32,077		32,077	3,010		3,010	
特別旅費	46,311	9,761	56,072	12,950	320	13,270	301		301	
10 交 際 費	7,100		7,100							
11 需 用 費	557,879	3,620	561,499	130,769	800	131,569	54,653		54,653	
12 役 務 費	523,965	6,857	530,822	243,065	465	243,530	139,531		139,531	
13 委 託 料	2,442,446	82,982	2,525,428	701,685	23,616	725,301	73,375		73,375	
14 使用料及び賃借料	624,191	141,429	765,620	384,998	139,544	524,542	4,879		4,879	
15 工事請負費	581,459	305,407	886,866							
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	97,640		97,640							
18 備品購入費	52,971	10,731	63,702	1,046		1,046	691		691	
19 負担金、補助及び交付金	8,279,169	175,143	8,454,312	5,418,779	157,888	5,576,667	2,074,061	12,667	2,086,728	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	6,000		6,000							
23 償還金、利子及び割引料	207,000		207,000							
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	338,630		338,630	113,219		113,219				
26 寄 付 金	30		30	30		30				
27 公 課 費	339		339							
28 雑 出 金										
予 備 費										
計	24,569,300	742,818	25,312,118	8,058,573	323,583	8,382,156	2,357,228	12,667	2,369,895	
財 源 内 訳	国庫支出金	2,250,088	631,420	2,881,508	1,642,838	160,722	1,803,560	166,362	20,940	187,322
	地方債	190,000		190,000						
	その他	1,360,849	△ 57,365	1,303,483	691,509	△ 8,273	683,236	36,700	△ 8,273	28,427
	一般財源	20,768,363	168,764	20,937,127	5,724,226	171,134	5,895,360	2,154,146		2,154,146

平成21年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費									
	うち企画部									
	1項 総務管理費			2項 企画費			2目 計画調査費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	439		439	30,123		30,123	2,121		2,121	
2 給料				388,345		388,345				
3 職員手当等				192,102		192,102				
4 共済費				133,709		133,709	297		297	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金				271		271	34		34	
8 賠償費	85		85	11,984	850	12,834	4,585	550	5,135	
9 旅費	749		749	31,426	420	31,846	17,597	320	17,917	
費用弁償	299		299	3,817	100	3,917				
普通旅費	450		450	19,971		19,971	13,551		13,551	
特別旅費				7,638	320	7,958	4,046	320	4,366	
10 交際費										
11 需用費	483		483	32,106	800	32,906	9,624	700	10,324	
12 役務費	340		340	72,615	465	73,080	63,768		63,768	
13 委託料	5,250		5,250	457,588	23,616	481,204	444,928	5,002	449,931	
14 使用料及び賃借料	800		800	354,817	139,544	494,361	348,125	139,399	487,524	
15 工事請負費										
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	15		15	280		280				
19 負担金、補助及び交付金	2,058,700	12,667	2,071,367	1,581,679	102,940	1,684,619	997,174	100,094	1,097,268	
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 貸入金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金				113,219		113,219	6,948		6,948	
26 寄付金				30		30				
27 公課費										
28 繰出金										
予備費										
計	2,066,861	12,667	2,079,528	3,400,294	268,635	3,668,929	1,895,202	246,065	2,141,267	
財源										
内	国庫支出金	166,382	20,940	187,322	646,884	139,782	786,666	646,884	117,212	764,096
	地方債									
	その他	36,544	△ 8,273	28,271	163,412		163,412	57,000		57,000
取	一般財源	1,863,935		1,863,935	2,589,998	128,853	2,718,851	1,191,318	128,853	1,320,171

平成21年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款 項 目	2 款 総務費								
	うち企画部								
	2 項 企画費			4 項 市町村振興費					
	3 目 交通対策費						2 目 自治振興費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	1,558		1,558	4,344		4,344	2,121		2,121
2 給料									
3 職員手当等									
4 共済費	218		218	594		594	297		297
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞金									
8 賠償費	400	300	700	3,751		3,751	3,703		3,703
9 旅費	1,652	100	1,752	7,843		7,843	5,557		5,557
費用弁償		100	100	264		264	233		233
普通旅費	1,473		1,473	4,102		4,102	1,984		1,984
特別旅費	179		179	3,477		3,477	3,340		3,340
10 交際費									
11 香用費	1,266	100	1,366	8,179		8,179	5,399		5,399
12 役務費	1,321	465	1,786	17,268		17,268	2,299		2,299
13 委託料		18,614	18,614	36,461		36,461	7,092		7,092
14 使用料及び賃借料	541	145	686	18,903		18,903	1,830		1,830
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金	544,139	2,846	546,985	1,311,644	42,281	1,353,925	1,274,966	42,281	1,317,247
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	106,271		106,271						
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	657,366	22,570	679,936	1,408,987	42,281	1,451,268	1,303,264	42,281	1,345,545
財源内訳	国庫支出金		22,570	22,570					
	地方債								
	その他	106,280		106,280	491,063		491,063	489,960	489,960
訳 一般財源	551,086		551,086	917,924	42,281	960,205	813,304	42,281	855,585

平成21年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款 項 目	企画部合計		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	83,934		83,934
2 給 料	484,470		484,470
3 職員手当等	245,103		245,103
4 共 済 費	167,847		167,847
5 災 害 補 償 費			
6 恩給及び退職年金			
7 賞 金	6,766		6,766
8 報 償 費	26,321	850	27,171
9 旅 費	50,541	420	50,961
費用弁償	5,514	100	5,614
普通旅費	32,077		32,077
特別旅費	12,950	320	13,270
10 交 際 費			
11 需用費	130,769	800	131,569
12 役 務 費	243,065	465	243,530
13 委 託 料	701,685	23,616	725,301
14 使用料及び賃借料	384,998	139,544	524,542
15 工事請負費			
16 原 材 料 費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	1,046		1,046
19 負担金、補助及び交付金	5,418,779	157,888	5,576,667
20 扶 助 費			
21 貸 付 金			
22 補償、補填及び賠償金			
23 償還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	113,219		113,219
26 零 付 金	30		30
27 公 課 費			
28 繰 出 金			
予 備 費			
計	8,058,573	323,583	8,382,156
財 源			
内 国庫支出金	1,642,838	160,722	1,803,560
地方債			
内 其 他	691,509	△ 8,273	683,236
内 一 般 財 源	5,724,226	171,134	5,895,360

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2 款	総務費	
1 項	総務管理費	
8 目	私立学校振興費	
負担金、補助 及び交付金	私立学校耐震診断促進緊急支援事業補助金	12,667
2 項	企画費	
2 目	計画調査費	
負担金、補助 及び交付金	民放地上デジタル放送中継局補助金	2,872
	県内ブロードバンド100%推進事業補助金	19,802
	移動通信用鉄塔施設整備事業補助金	77,420
3 目	交通対策費	
負担金、補助 及び交付金	国際チャーター便促進支援負担金	2,080
	鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金	255
	米子空港利用促進懇話会負担金	511
4 項	市町村振興費	
2 目	自治振興費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県市町村合併支援交付金	42,281

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成21年度 県内航空便搭乗率向上促進事業費	5,000 千円			平成22年度	5,000 千円				5,000 千円

(変更)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金	地方債	その他	特 定 財 源	一 般 財 源
						千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度 鳥取県市町村合併支援交付金	補正前の額	82,323 千円		平成22年度から 平成30年度まで	82,323 千円					82,323 千円
	補正額	165,294		平成22年度から 平成30年度まで	165,294					165,294
	補正後の額	247,617		平成22年度から 平成30年度まで	247,617					247,617

条 例 名 等	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>住民の利便性の向上及び行政事務の合理化を図るため、県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務又は県が市町村から住民票の写しを取得している事務について、本人確認情報を利用することができる事務に加える等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 本人確認情報を利用することができる事務として次の事務を加える。</p> <p>ア 肥料登録の申請、登録証の書替交付、指定配合肥料の生産業者の届出又は特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務</p> <p>イ 家畜人工授精師の免許又は免許証の書換交付若しくは再交付に関する事務</p> <p>ウ 県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務</p> <p>エ 採石業の登録又は登録変更の届出に関する事務</p> <p>オ 用地取得に関する事務</p> <p>カ 戦傷病者手帳の交付又は記載事項の訂正に関する事務</p> <p>キ 砂利採取業の登録又は登録変更の届出に関する事務</p> <p>ク 浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務</p> <p>ケ 被爆者健康手帳の交付又は被爆者の居住地変更の届出に関する事務</p> <p>コ 介護支援専門員の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務</p> <p>サ 恩給の受給者への調査に関する事務</p> <p>シ 屋外広告業の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務</p> <p>ス 不動産取得税の課税の特例に関する事務</p> <p>(2) 本人確認情報を提供できる知事以外の県の執行機関及び当該機関の行う事務は、監査委員の住民監査請求に関する事務とする。</p> <p>(3) 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法を定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）又は犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による同法第4条第1項若しくは第2項の交付又は第5条第1項の訂正に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) <u>砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(10) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による同法第2条第1項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）による同令第3条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(12) 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(13) 略

(3) 略

(14) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による同条例第7条ノ3の調査に関する事務であって規則で定めるもの

(15) 略

(4) 略

(16) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）による同条例第10条の2第1項若しくは第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(17) 略

(5) 略

(18) 略

(6) 略

(19) 略

(7) 略

(20) 略

(8) 略

(21) 鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の課税の特例に関する事務であって規則で定めるもの

(22) 略

(9) 略

（本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務）

第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、監査委員の地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。

（知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の本県の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知

専らの使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の本県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第5条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第6条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第7条 略

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第3条 略

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第4条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。